

プロジェクト リスク分担型 DB に関する会計処理

項目 第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 76 回退職給付専門委員会（2016 年 2 月 29 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論されたリスク分担型 DB（以下「本制度」という。）に関する会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

追加的な拠出義務に関する論点企業に追加的な拠出義務がないと整理することに対する意見

2. 制度発足当初に大量退職が発生したこと等によって、短期的に積立金不足が生じた場合に、掛金の追加拠出が必要なケースも考えられ、企業に追加的な拠出義務がないとは言い切れないのではないかと。

本制度の導入時における文書化の有無により、企業の追加的な拠出義務を判断することに対する意見

3. 財務諸表利用者としては、給付の減額調整の発生時に掛金を増額することを予め労使間で取り決めることにより、本制度が実質的には通常の確定給付制度と変わらない制度であるにも関わらず、確定拠出制度の会計処理を適用することを避ける必要があると考えており、何らかの歯止めは必要である。
4. 本制度の導入時における文書化の有無で会計上の取扱いを区分する規定を実務対応報告等に設けることについては、慎重に検討すべきである。
5. 一定期間の経過後に給付の減額調整に対応するために、労使合意に基づいて掛金を増額する可能性がある。年金制度の長期性を踏まえると、一定期間の経過後に文書化されるケースの取扱いも検討すべきである。
6. 給付の減額調整に対応するために、新たな労使合意によりリスク対応掛金を増額した場合は、特別掛金と同様の性質がある点も勘案する必要がある。
7. 給付の減額調整が生じている際に、リスク対応掛金を増額すると、実質的には元の給付水準を維持していることと変わらないのではないかと。

「一定の掛金」に関する論点

8. 基本的に事務局の整理に賛同するが、当初に各期の拠出額を規約に定める際には一

定の合理性を求めるべきではないか。

9. 労使合意に基づく決定をより尊重すべきと考えている。弾力拠出であつても法令等に準拠し、労使合意を経て定められた掛金の拠出額には、恣意性はなく、「一定の掛金」に該当すると考えられる。

費用配分に関する論点

特別掛金とリスク対応掛金の区分に対する意見

10. 一定期間の経過後に給付の減額調整に対応するために労使合意に基づいてリスク対応掛金を増額した場合において、掛金の増額分は実質的には特別掛金と同質のものと考えられるため、リスク対応掛金と特別掛金を明確に区分するのは困難ではないか。

本制度の導入時にリスク対応掛金の総額と見合いの資産を両建てする会計処理に対する意見

11. 資産除去債務とは異なり、リスク対応掛金には将来の支払義務がないと整理すれば、資産及び負債の両建ての会計処理を否定できるのではないか。
12. 結論として、資産及び負債の両建ての会計処理の可能性を否定していない点に分かりにくい。
13. 厚生年金基金制度で例外処理を採用している場合において、特別掛金が発生する場合でも資産及び負債を認識しない点との整合性も1つの理由として考えられる。

退職給付制度間の移行等に関する取扱い

事務局提案に賛成であるが、追加的に検討すべきとの意見

14. 今後、他のパターンも検討するのであれば、既存の確定給付企業年金制度から本制度に移行するパターンを対象にするという事務局提案に賛成する。また、検討に際しては、特別掛金が発生しているケースも設例で作っていただきたい。
15. 本制度の導入を検討する企業にとっては関心が高い点であり、他の移行のパターンの会計上の取扱いも示した方がよい。

事務局提案に反対する意見

16. 既存の確定給付企業年金制度にリスク対応掛金の仕組みを導入した後、本制度へ移行する場合の処理に関して、未積立額に係るリスク対応掛金を退職給付に係る負債として計上しない点には違和感がある。特別掛金とリスク対応掛金は性質に似た部分があり、両掛金の性質の相違を検討すべきではないか。

その他

17. 既存の確定給付企業年金制度にリスク対応掛金の仕組みを導入した後、本制度に移行する場合の処理に関しては、事務局の分析の内容が不十分である。

開示

本制度に関する特徴的な項目を開示すべきとの意見

18. 利用者としては、将来予想に資する情報の追加的な開示が何らかの形で必要と考えており、例えば、IAS 第 19 号「従業員給付」で要求されている確定給付制度の開示事項を参考にして、翌期の予想拠出額の開示が有用と考えている。
19. 標準掛金とリスク対応掛金は変動性等の観点で性質が異なるため、リスク対応掛金に関する追加的な開示事項は必要である。
20. 情報の有用性の観点では、本制度の概要の部分で詳細に説明するのではなく、要拠出額の内訳として本制度における要拠出額を記載すべきではないか。

翌期の予想拠出額を開示することに反対との意見

21. 開示事項の内容は現行の退職給付会計基準の検討時に一旦整理されており、本制度の導入を契機として、開示事項の見直し（翌期の予想拠出額）を検討すべきではない。

本制度の概要に関する注記で詳細な説明は不要であるとの意見

22. 本制度の概要の注記に関して、事務局提案のように本制度の特徴を詳細に記載すると、定量的に得られる情報に比して、注記事項としては長くなりすぎると考える。

以 上